

議案第 7 号参考資料

利根町男女共同参画推進条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条から第 2 0 条まで省略 (組織) 第 2 1 条 推進委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) <u>町議会議員</u> (2) <u>有識者</u> (3) <u>各種団体等の代表者</u> (4) <u>一般町民</u> 2 (略) 第 2 2 条から第 2 6 条まで省略	第 1 条から第 2 0 条まで省略 (組織) 第 2 1 条 推進委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) <u>知識経験者 4 人以内</u> (2) <u>各種団体等 4 人以内</u> (3) <u>町民 4 人以内</u> 2 (略) 第 2 2 条から第 2 6 条まで省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(任期の特例)</u> <u>2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 2 2 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。</u>